

## 年金資産の運用に関する基本方針の概要

令和3年4月1日

岩手県建設業企業年金基金（以下「当基金」という。）の年金給付等積立金（以下「年金資産」という。）の運用にあたり以下の基本方針を定める。年金資産の管理又は運用を委託された運用受託機関は、本運用基本方針並びに運用ガイドライン（運用指針）に基づき、その役割及び協議の上定められたリスクの範囲内で期待される投資収益率の実現を目指して年金資産の管理運用を行うものとする。

### 1．運用目的

当基金の年金資産の運用にあたっては、当基金の基金規約に規定した年金給付金、死亡一時金その他の一時金たる給付金の支払を将来にわたり確実にを行うため、基金の成熟度や母体企業の状況、及び中期的な下振れリスクに留意し、許容可能なリスクのもとで長期運用との整合性に配慮しながら、リスク全般（価格変動や流動性等の運用リスクに加え、運用受託機関等の運用体制、管理態勢や事業経営に起因するリスクを含む）の管理に重点を置きつつ、必要とされる総合収益を確保することを目的とする。

### 2．運用目標

上記運用目的を達成するために、下記で規定される資産構成から期待される収益率を長期的に上回る成果を上げるように努めるものとする。

### 3．資産運用委員会

当基金は、運用基本方針や政策的資産構成割合の策定及び見直し、運用受託機関の選任・評価等に関し、理事会や代議員会における意思決定にあたり、参考意見を聴取することを目的として、資産運用委員会を設置する。

資産運用委員会は、理事、代議員、事業主の財務又は労務に関する業務を担当する役員等の中から理事長が選任する者及び専門的知識及び経験を有する者であって理事長が選任する者で構成するものとする。

ただし、資産運用委員会が運用受託機関等の選任または評価に関する事項を審議する場合には、運用受託機関等の関係者である委員は当該審議には加わらないものとする。

また、資産運用委員会の議事については記録にとどめて保存するものとし、当該議事の概要について加入者等に周知する。また理事長等は、当該議事の状況その他の情報について直近の代議員会に報告する。

### 4．資産構成

年金資産の運用の目的を達成するため、基本となる投資対象資産の期待収益率の予測に加え標準偏差と相関係数を考慮した上で、将来にわたり最適な組み合わせである政策的資産構成割合（以下「政策アセットミックス」という）を別紙1の通り策定し、これに基づく資産配分を長期にわたり維持するよう努めるものとする。この政策アセットミックスは、当基金の成熟度及び財政状況を勘案し3～5年の中長期的観点から策定する。なお、策定にあたっては専門的知識及び経験

を有する者から意見を聴取する。また、必要に応じて政策アセットミックスの見直しを行う。

## 5．資産運用における留意事項

### (1) リスク管理における基本的な考え方

当基金の将来にわたる負債特性、及び母体企業の状況を勘案した許容可能なリスクの範囲内で、リスクリターン特性の異なる複数の投資対象に分散投資することを基本とし、政策アセットミックスを運用及びリスク管理における中心的な位置付けとする。

なお、分散投資を行わないことにつき合理的理由がある場合は、その理由を定めるとともに加入者及び事業主に周知する。

#### 資産全体としてのリスク管理

政策アセットミックスは、一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮するように努め、安全かつ効率的なものになるように、年金ALM等の客観的、かつ合理的な方法に基づき、将来にわたる当基金の負債特性（債務の変動性や収支予測等）及び投資対象とする資産の特性を勘案して総合的に策定するものとする。

この政策アセットミックスは、以下に掲げる事象の発生が認められ、変更することが妥当と判断される以外は、長期的に維持するものとする。

- ・ 制度が変更された場合。
- ・ 想定する基礎率等に大幅な乖離が生じた場合。
- ・ 構造変化等、想定する市場環境に重大な変化が生じた場合。

#### 投資対象毎のリスク管理

##### (ア) 基本的な投資対象資産

政策アセットミックスを構成する基本的な投資対象資産は、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式、短期金融資産、及びオルタナティブ投資とする。また、投資対象とする有価証券は、その発行体、発行条件、流動性等に関する調査・分析に基づき適切に投資対象銘柄の分散化に努めるものとし、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク等について慎重に管理する。

#### 運用受託機関毎のリスク管理

運用受託機関は、本運用基本方針及び個別に提示する運用ガイドライン（運用指針）の内容を理解した上でこれを遵守し、適切に運用業務を遂行しなければならない。当基金は、その遵守状況、及びオペレーショナルリスク、コンプライアンスリスク等も踏まえて総合的に運用受託機関毎のリスク管理を遂行するものとする。

### (2) 運用受託機関の選任

(ア) 当基金は、投資対象資産区分ごとに運用スタイル・手法の分散を勘案し、最も適切な運用受託機関を選択し、各運用受託機関に対し運用基本方針及び運用ガイドライン（運用指針）を提示する。なお運用受託機関の選任の際には、必要に応じて、投資判断を行うファンドマネージャー等（運用を統括する者やポートフォリオのリスク管理担当者等を含む）に対するヒアリング、運用コンサルタントや資産運用委員会等に対するヒアリング等を行うことに努める。

運用受託機関の選任にあたっては、運用受託機関の得意とする運用方法を考慮するとともに、(3)に定める評価に基づき行うものとする。

(イ) 特にオルタナティブ投資に係る運用受託機関の選任にあたっては以下の事項に留意する。

- ・ 組織体制（組織の概況、意思決定プロセス、コンプライアンス等の内部統制体制、監査体制等）
- ・ 財務状況等（財務状況の推移や運用受託実績の推移等）

(ウ) また当該選任において、特定の運用受託機関に対する資産運用の委託が当基金の資産全体から見て過度に集中しないようにする。ただし以下の場合、その例外とするが、当該運用受託機関の信用リスク等に留意するものとする。

- ・ 当該特定の運用受託機関の複数の資産で構成される商品、複数の投資戦略を用いる商品又は複数の商品に投資する場合
- ・ 生命保険一般勘定契約または生命共済一般勘定契約等元本確保型の資産に投資する場合
- ・ コスト削減のためのパッシブ集約や負債ヘッジ運用集約など、その他合理的な理由がある場合

(エ) 資産管理機関の選任

資産管理機関の選任にあたっては、当基金の年金資産が滅失又は散逸することのないよう、各資産管理機関の管理体制・能力を勘案し、最適な資産管理機関を選任するものとする。

### (3) 運用受託機関の評価

運用受託機関の評価は、定量的評価に、投資哲学、運用体制等に関する定性的評価を加えた総合的な評価で行う。なお、評価期間は原則として3年とするが、運用成績が著しく不良である場合等はこの限りではない。

#### 定量的評価

(ア) 資産別の評価

各資産毎に算出した時価による収益率及びリスクを評価することにより行う。また、各資産別に適切な市場ベンチマークを設定し、同一のベンチマークを対象とする、または同じ運用スタイルの運用受託機関毎に収益率及びリスクについて比較評価を行うなど、一般的に適正と認められる合理的な基準により行うものとする。収益率及びリスクは、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）に準拠し検証を受けたものなど、一定の合理的な方法に基づき計算され管理されているものを、各運用受託機関から受領する。

(イ) 資産全体の評価

運用受託機関の資産全体で算出した時間加重収益率と複合ベンチマーク等と比較することなどにより行う。

#### 定性的評価

各運用受託機関の運用についての基本的考え方、運用責任者及び運用担当者の体制及び能力、調査分析等運用支援体制、運用状況の報告その他の情報提供内容などに関して総合的に評価を行うものとし、投資方針（投資哲学、運用方針及び運用スタイル、手法、日本版スチュワードシップ・コードに対する取組方針、ESG（環境、社会、ガバナンス）に対する考え方等）、組織及び人材、運用プロセス（運用の再現性、情報収集システムや投資判断プロセス等）、事務処理体制、リスク管理体制、コンプライアンス（法令遵守体制、監査の状況（内部監査、外部監

査)等)等に留意しなければならない。その際、実際の投資行動との整合性についても考慮する。

#### ベンチマーク

定量的評価に使用する各資産毎のベンチマークは下表のとおり定める。

但し、運用スタイルにより個別のベンチマークを定めることが適切であると判断された場合には、下表とは別のベンチマークを付与することもある。

資産	ベンチマーク
国内債券	NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス総合 (NOMURA-BPI 総合)
国内株式	東証株価指数 (TOPIX)( 配当込 )
外国債券	FTSE 世界国債インデックス (日本を除く、円ベース)
外国株式	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当再投資・税引き前・円ベース)
短期資金	コール・ローン (翌日物、無担保)

オルタナティブ投資においては、運用受託機関と協議のうえ、運用戦略の特性等を踏まえ、定量評価の基準を出来るだけ設定し、運用ガイドライン (運用指針) に定めることとする。

## 6 . 代議員会・加入者等への報告・周知事項

当基金は、直近の代議員会に対して、運用業務に関する以下の情報を、正確かつわかりやすく報告するものとする。

- (ア) 「運用基本方針」・「運用ガイドライン (運用指針)」
- (イ) 運用受託機関の選任状況
- (ウ) 運用受託機関の評価結果
- (エ) 運用受託機関のリスク管理状況
- (オ) 運用結果 (時価による資産額、資産構成、収益率、リスク、運用機関毎の運用実績等)
- (カ) 運用受託機関から受け取ったスチュワードシップ活動に関する報告
- (キ) 基金の管理運用体制の状況
- (ク) 理事会における議事の状況
- (ケ) 資産運用委員会における議事の状況その他の情報

当基金は、加入者等に対して、管理運用業務に関する規約及び運用業務の概況に関する以下の情報を、基金だよりまたはホームページ等への掲載により、周知するものとする。

- (ア) 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
- (イ) 運用基本方針の概要等
- (ウ) 資産運用委員会の議事の概要等
- (エ) 運用受託機関からスチュワードシップ活動に関する報告を受け取った場合は、当該報告

## 政策アセットミックス

(単位：%)

資産名	資産構成割合 (中心値)	許容乖離幅	
		下限値	上限値
国内債券	74.0%	64.0%	84.0%
国内株式	10.0%	5.0%	15.0%
外国債券	5.0%	0.0%	10.0%
外国株式	9.0%	4.0%	14.0%
オルタナティブ投資	-	-	-
短期資産	2.0%	0.0%	7.0%
合計	100.0%	-	-

上表の政策アセットミックスを長期的に維持すべき運営上の中心値とし、時価変動等による資産構成割合の乖離は、上表で設定する許容乖離幅の範囲内において許容するものとする。

以上